

1. 海洋投入処分をしようとする廃棄物の種類の変更内容

○変更許可申請にあたり、廃棄物の種類を図-1に示す範囲において浚渫する一般水底土砂から図-2に示す範囲において浚渫する一般水底土砂に変更する。

○図-2に示す変更申請範囲の水底土砂は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項第1号の指定水底土砂ではなく、表-1のとおり海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第10条第2項第5号口の政令で定める基準に適合していることから、一般水底土砂である。

単港整備 第1801-01-00-90号  
新潟港（西港区）泊地（JFドック前他）底質調査業務委託  
試料採取年月日：平成29年2月1日

分析結果一覧表

検査項目	単位	分析結果		基準値 <sup>1)</sup>
		新潟西港区 泊地(JFドック前)	新潟西港区 北ふ頭岸壁	
<b>基本試験</b>				
pH	-	7.5	7.7	****
強熱減量	%	17.4	14.7	****
化学的酸素要求量(COD)	mg/g	29.7	24.8	****
<b>含有量試験</b>				
総水銀	mg/kg	0.11	0.18	****
PCB	mg/kg	0.01未満	0.01未満	****
有機塩素化合物	mg/kg	4未満	4未満	40
ダイオキシン類	pg-TEQ/g	13	10	150 <sup>2)</sup>
<b>溶出量試験</b>				
トリクロロエチレン	mg/l	0.01未満	0.01未満	0.3
テトラクロロエチレン	mg/l	0.01未満	0.01未満	0.1
四塩化炭素	mg/l	0.002未満	0.002未満	0.02
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	0.3未満	0.3未満	3
ジクロロメタン	mg/l	0.02未満	0.02未満	0.2
1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.004未満	0.004未満	0.04
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.02未満	0.02未満	1
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04未満	0.04未満	0.4
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.006未満	0.006未満	0.06
1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.002未満	0.002未満	0.02
ベンゼン	mg/l	0.01未満	0.01未満	0.1
アルキル水銀	mg/l	検出しない <sup>3)</sup>	検出しない <sup>3)</sup>	検出されないこと
総水銀	mg/l	0.0005未満	0.0005未満	0.005
カドミウム	mg/l	0.003未満	0.003未満	0.1
鉛	mg/l	0.01	0.01未満	0.1
有機りん	mg/l	0.1未満	0.1未満	1
六価クロム	mg/l	0.05未満	0.05未満	0.5
ひ素	mg/l	0.01未満	0.01未満	0.1
金シアン	mg/l	0.1未満	0.1未満	1
バリウム	mg/l	0.2未満	0.2未満	2.5
クロム	mg/l	0.2未満	0.2未満	2
ニッケル	mg/l	0.1未満	0.1未満	1.2
バナジウム	mg/l	0.1未満	0.1未満	1.5
PCB	mg/l	0.0005未満	0.0005未満	0.003
銅	mg/l	0.3未満	0.3未満	3
亜鉛	mg/l	0.2未満	0.2未満	2
ふっ素	mg/l	0.8未満	0.8未満	15
チウラム	mg/l	0.006未満	0.006未満	0.06
シマジン	mg/l	0.003未満	0.003未満	0.03
チオベンカルブ	mg/l	0.02未満	0.02未満	0.2
セレン	mg/l	0.01未満	0.01未満	0.1
1,4-ジオキサン	mg/l	0.05未満	0.05未満	0.5
ダイオキシン類	pg-TEQ/l	8.7	3.8	10

1) ダイオキシン類(含有)を除く各基準値：海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年総理府令第6号）

2) ダイオキシン類(含有)基準値：ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について（平成11年環告第68号）

3) 定量下限値：0.0005mg/l

表-1